

I. 第3次与謝野町行政改革大綱実施計画について

第3次与謝野町行政改革大綱（以下「3次大綱」）を推進し、行政改革に取り組む目的である「次の世代がさらなる未来を繋いでいけるように、持続し発展する与謝野町の基礎を作る。」ことを実現するためには、大綱に掲げた基本方針を実行しなければなりません。

この第3次与謝野町行政改革大綱実施計画（以下「実施計画」）は基本方針に沿って大綱期間（令和2年度～令和5年度）に実行する具体的な取組内容を明示するものです。

II. 与謝野町行政改革大綱の基本方針

3次大綱で示す基本方針は以下のとおりです（3次大綱参照）。

<p>基本方針 1 持続可能な行財政基盤の確立</p> <p>基本方針 2 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進</p>

III. 具体的取組項目

第3次行政改革大綱では、以下の15の取組（細取組項目）を実行します。

基本方針 1 持続可能な行財政基盤の確立

目指す姿・目標	実施内容
<p>財政の健全化</p> <p>【目標】</p> <p>歳出規模を減らし歳入を確保することで財政収支を実質的黒字化にし、債務償還可能年数を7.5年以下にする。</p>	地方財政の専門家と連携して、将来予測を重視した財政分析と持続可能な財政計画を策定し、将来の方針を見出します。
	地方財政の専門家と連携して、総合計画を重視した予算編成や枠配分予算等の研究と導入を進めます。
	公共施設等の維持管理費や委託料、行政内部経費等の見直しにより、経常経費（公債費・繰出金を除く）を2億円減少（平成30年度決算57.7億円との比較）させます。
	料金の適正化や歳出見直し等の下水道会計の改革を進め、基準外繰出金の解消（参考：H30決算基準外繰出金合計76,497千円）を目指します。
	毎年の地方債発行額を地方債元金償還額より下回ることを基本とした「公債費抑制計画」を策定し、地方債現在高を抑制し将来的な公債費も減少させます。
	ふるさと納税の取組を更に強化し、自主財源の増加を図ります。
合併以降、大きな見直しを行ってこなかった各公共施設やサービスの利用料金等について、適正な水準を定めて改定します。	

与謝野町第3次行政改革大綱実施計画案

目指す姿・目標	実施内容
<p>選択と集中による行政資源の効率的・効果的な活用</p> <p>【目標】 平成30年度よりも事務事業数を30事業減らし、各事務事業の成果・効果が向上させる。</p>	<p>減少する行政資源を効率的・効果的に活用するため、事務事業評価により各事務事業を点検し、事務事業の整理整頓を行います。</p> <p>【事務事業評価の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務事業の目的や効果の検証により事業の必要性を確認する（事務事業の整理） ○その事務事業が担うべき主体について検証する（担うべき主体の仕分け） ○各事務事業を現状より効率的・効果的なものに作りかえる ○縮小する行政資源を抑制・削減・集中する ○職員の意識改革・政策形成能力の向上 <p>新規事業の評価手法の構築（スクラップ・アンド・ビルドの徹底、各実施事業の優先順位付の手法等）や、庁内会議の政策検討会議化する等、政策形成をルール化しその過程を明確にします。</p>
<p>職員数の適正化と改革人材の育成</p> <p>【目標】 令和元年度よりも総職員数（令和元年度556人：正職員262人、嘱託臨時職員等294人）を減らし、職員の意識改革を進める。</p>	<p>客観的指標や現況の業務量に照らして町職員数の適正な規模を明らかにし、職員数の適正化を図ります。また、職員数が減少しても効率的・効果的に町政を推進できるように、職員採用や人材育成を計画的に実施し、職員の行革意識向上を進めます。</p>
<p>公共施設数の減少</p> <p>【目標】 令和元年度よりも公共施設数を13減らし、将来負担を低減する。</p>	<p>公共施設の老朽化や今後の人口減少、将来負担の低減に対応するため、与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）の方針を実施し、施設の統合や売却、老朽化による廃止等を実施し公共施設数を減らします。</p>

与謝野町第3次行政改革大綱実施計画案

基本方針2 多様な主体・地域が協働したまちづくりの推進

目指す姿・目標	実施内容
住民主体の地域コミュニティ形成と地域づくり活動の充実 【目標】 区活動参加者や公民館活動参加者、地域づくりに関心を持つ人を増やす	多様な主体により地域の将来を検討し、地域課題の解決に取り組むことができる仕組みの構築と運営支援を行います。活動拠点となる地区公民館の維持管理支援を行います。
地域と行政が協働して行うまちづくり・地域づくり 【目標】 地域と行政が協働した取組、地域課題に基づく議論の機会を増やす	町区長連絡協議会、町公民館連絡協議会の運営支援を通じて、地域間で取組や課題を共有し、学び合う場を作ります。 地域課題に基づき、多様な主体と行政が集まる対話の場を作ります 協働のまちづくりを推進するための役場組織の機能強化を行います。
住民参画による町政の活性化 【目標】 町的意思決定に住民が様々な形で参画する機会を増やす。	行政施策の立案段階から多様な立場の人々が参画し、多くの住民の意見・意思がまちづくりに反映できる手法を導入し実施します。 町の現状を積極的に発信し、課題やそれに対する取組を「見える化」します（手法の統一化・ルール化）。また、住民意識の的確な把握のために住民意識調査を実施します。

IV. 具体的取組項目の内容

次ページからは、具体的取組項目・細取組項目の内容を一つずつ明示します。過去の行政改革の取組が基本方針の実現に繋がらなかったことから、第3次行政改革大綱においては第2次行政改革大綱から実施する取組を大幅に絞って、基本方針の実現に直結させます。

また、第3次行政改革大綱で示していない取組（組織機構改革や総合庁舎への検討等）であっても、実施すべき取組は引き続き実施します